

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、飯塚市長より指定管理者監査の結果に対する措置について通知を受けたので、飯塚市監査基準第24条第2項の規定により、次のとおり公表する。

令和8年2月27日

飯塚市監査委員 篠崎 充 俊

飯塚市監査委員 永末 雄 大

記

1 監査報告及び措置の件数

飯塚市監査委員告示第3号（令和8年1月19日付）分・・・1件

2 監査報告に対する措置状況

以下のとおり

健幸保健課（飯塚市健幸プラザ）【局長指摘事項】

検討改善事項	措置の状況
<p>1 利用料金の徴収について 飯塚市健幸プラザの利用料金については、飯塚市健幸プラザ条例(平成27年飯塚市条例第18号)第11条第2項の規定により前納とされている。 しかしながら、利用料金を後納している団体が見受けられた。 今後は、同条例を遵守し、適切な事務処理を行うよう指定管理者に指導すること。</p>	<p>利用料金の後納を認めることは、利用者の利便性の向上に寄与することから、飯塚市健幸プラザ条例第13条に基づき「飯塚市健幸プラザ利用料金の後納に関する基準」を制定した。</p>